

# 公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2026年3月4日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役 理事

## 記

1. 公示件名：コンゴ民主共和国コンゴ盆地における森林・気候変動政策支援プロジェクト
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：  
「事業実施・支援業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：  
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

# 企画競争説明書

業務名称：コンゴ民主共和国コンゴ盆地における森林・気候変動  
政策支援プロジェクト

調達管理番号：25a00943

## 【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとし

2026年3月4日

独立行政法人国際協力機構  
国際協力調達部

# 第1章 企画競争の手続き

## 1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：コンゴ民主共和国コンゴ盆地における森林・気候変動政策支援プロジェクト

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2026年5月 ～ 2028年5月

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（4）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

1) 第1回（契約締結後）：契約金額の20%を限度とする。

2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の20%を限度とする。

(6) 部分払の設定<sup>1</sup>

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払の時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

1) 2026年度（2027年1月頃）

---

<sup>1</sup> 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

2) 2027年度(2028年2月頃)

## 2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先: outm1@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

地球環境部 森林・自然環境保全グループ自然環境保全第2チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2026年 3月 10日 まで
2	企画競争説明書に対する質問	2026年 3月 11日 12時まで
3	質問への回答	2026年 3月 16日まで
4	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限	2026年 3月 23日 12時まで
6	評価結果の通知	2026年 4月 1日まで
7	技術評価説明の申込(順位が第1位の者を除く)	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日まで (申込先: <a href="https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM">https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM</a> ) ※2023年7月公示から変更となりました。

## 3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

### (3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## 4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

[https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER\\_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB\\_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

提供資料：

- ・「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」に記載の配付資料

## 5. 企画競争説明書に対する質問

### (1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記2. (3) 参照

2) 提出先：<https://forms.office.com/r/KXWShFMGtK>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

### (2) 質問への回答

上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

## 6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記2. (3) 参照

(2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイトPARTNERを通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER操作マニュアル」をご参照ください。

([https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER\\_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB\\_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf))

#### 1) プロポーザル・見積書

- ① 電子データ (PDF) での提出とします。
- ② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。  
本見積書と別見積書はPDFにパスワードを設定し格納ください。ファイル名は「25a00123\_〇〇株式会社\_見積書 (または別見積書)」としてください。
- ③ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。パスワードは別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。
- ④ 別見積については、「第3章4. (3) 別見積について」のうち、1) の経費と2)～3) の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください (ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします)。
- ⑤ 別提案書 (第3章4. (2) に示す上限額を超える提案) がある場合、PDFにパスワードを設定し格納ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてからメールでe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

#### (3) 提出先

国際キャリア総合情報サイトPARTNER (<https://partner.jica.go.jp/>)

(ただし、パスワードを除く)

#### (4) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書
- 2) 別提案書 (第3章4. (2) に示す上限額を超える提案がある場合)

## 7. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価 (技術評価) を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」

② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」

③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

また、第3章4.（2）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

（1）評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点（若手育成加点有の場合は加点後の評価点）について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

## 8. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記2.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

## 9. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

## 第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」及び別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

### 【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

不明・不明瞭な事項はプロポーザル提出期限日までの質問・回答にて明確にします。プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。

#### 1. 企画・提案を求める水準

- ☒ 応募者は、本特記仕様書（案）に基づき、発注者が相手国実施機関と討議議事録（以下、「R/D」）で設定したプロジェクトの目標、成果、主な活動に対して、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。

#### 2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

- 本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.（2）「2）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

No.	提案を求める事項	特記仕様書（案）での該当条項
1	コンゴ民主共和国（以下、コンゴ民）での森林・気候変動分野において日本の支援や成果を踏まえ、優先的に取り組むべき課題	第3条2（1） 第4条2（1）
2	コンゴ民での森林・気候変動分野におけるコンセプトノートとして想定される内容案	第3条2（1）、（2） 第4条2（1）
3	コンゴ盆地における森林・気候変動イニシアティブへの資金提案書を提出するまでのタイムスケジュール	第3条2（1）、（2）

4	現地の知見・人材を活用した事業実施体制 (現地労働法等を踏まえた雇用形態の検討 含む)	第3条2 (3)
5	長期専門家/JICA事務所/日本大使館との 連携の方策	第3条2 (4)

### 3. その他の留意点

- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性/メリットについての説明を必ず記述してください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性と配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
  - ① 特殊傭人費（一般業務費）での備上。
  - ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（個人。法人に所属する個人も含む）（第3章「2.業務実施上の条件」参照）。
  - ③ 共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「3.競争参加資格」参照）。
- 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。

## 【2】特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

### 第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第3条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第4条 業務の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係機関等と協働して、期待される成果を発現し、プロジェクト目標達成に資することを目的とする。

## 第2条 業務の背景

別紙「案件概要表」のとおり。

- ・ 詳細計画策定調査実施時期：2025年5月
- ・ RD署名：2025年12月19日

☒別紙「案件概要表」と本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載間の齟齬がある場合は、本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載が優先される。

## 第3条 実施方針及び留意事項

### 1. 共通留意事項

別紙「共通留意事項」のとおり。

### 2. 本業務に係る実施方針及び留意事項

#### (1) これまでの日本の経験を活かした資金提案書作成

コンゴ民では、これまでに「持続可能な森林経営及びREDD<sup>2</sup>プラス促進のための国家森林モニタリングシステム強化プロジェクト（2012-2018）」、「国家森林モニタリングシステム運用・REDD+パイロットプロジェクト（2019-2025）」、森林・気候変動対策政策アドバイザーによる泥炭地保全協力などを実施してきている。それら協力のなかから成果を伸ばす協力事業案を構想し、コンゴ民環境省とともに外部資金獲得（現時点では中部アフリカ森林イニシアティブ（CAFI）を想定）に向けた資金提案書作成に取り組むものとなる。そのため、これまでの日本の協力の成果を十分に把握し、また環境省との政策的対話を重視した取り組みが求められる。

#### (2) 迅速な事業提案

外部資金獲得にあたっては、早期の事業承認に向けた調整が重要であり、事業構想から2年以内で事業承認までを遂行することが重要となり（それ以上の時間を費やすとデータ更新等の必要性などが生じ効率性が落ちる）、そのための迅速な検討・調整スケジュール管理が不可欠となる。本事業では、事業開始から数か月内のコンセプトノート取りまとめ、1年以内のFundingプロポーザル完了を目指し、その後の1年以内でファイナンスーとの調整を終え事業承認を得るスケジュールを想定する。

---

<sup>2</sup> REDD：森林減少と森林劣化による排出量の削減

(3) 現地の体制、知見、人材を活用した事業の実施（現地労働法等を踏まえた雇用形態の検討含む）

上記（1）に記載の通り、日本及びJICAにてこれまで長年に亘る協力の取り組みを推進してきており、その中では現地人材（現地有識者、ローカルコンサルタント、NGO等）を有効活用した体制が極めて重要かつ有効な方策となってきた。本事業においても、現地人材の活用を念頭にチーム編成を検討する<sup>3</sup>。

(4) 長期専門家／JICA 事務所／日本大使館と連携した取り組み

本事業では長期専門家（森林・気候変動対策政策／24人月）も同時に派遣を予定しており、同専門家と受注者が連携して事業実施に当たる。同長期専門家は政策面の助言を主とし、日本の対コンゴ民森林・気候変動対策支援全般にかかる助言も行う。特に、本事業成果（外部資金を獲得した事業提案書）の政策への反映は、持続性の観点からも重要となるが、政策策定支援に関わる多くのドナー（CAFI、ノルウェー、フランス、ドイツ、イギリス、米国、世銀、IFAD、AfDB等ドナー）との対話は長期専門家と受注者で連携し、またJICA事務所および日本大使館とも連携して、日本チームとして当たる。

(5) 民間との対話

「国家森林モニタリングシステム運用・REDD+パイロットプロジェクト（2019-2025）」にて、クウィル州で取り組んだREDD+パイロット事業は、約270の村落を対象に約5800haのアグロフォレストリー実施、約7万haのコミュニティ主体の保全林を定めた簡易土地利用計画（Plan simple d' aménagement de territoire: PSAT）策定などに取り組み、豊富な経験とデータが蓄積されている。同活動をフォローアップし、そこから得られるデータ等を活用して、持続的森林管理やクレジット創出活動に関心を有する民間企業（本邦民間含む）との対話を行い、参入検討を促進する。

## 第4条 業務の内容

### 1. 共通業務

別紙「共通業務内容」のとおり。

### 2. 本業務にかかる事項

#### (1) プロジェクトの活動に関する業務

---

<sup>3</sup> コンゴ共和国の労働法に関連して係争等のリスクも存在するところ、体制提案にあたってはリスク低減の措置なども考慮に入れプロポーザルで提案を行うこと。

## ① 成果1に関わる活動

活動1-1：コンゴ民森林・気候変動分野における日本の支援が促進される。

活動1-2：コンゴ民森林・気候変動分野における日本の支援の成果、課題等が分析される。

活動1-3：特にコンゴ民の森林・気候変動分野におけるコミュニティレベルでの日本の支援の成果と課題を踏まえ、民間企業による脱炭素ビジネスの選択肢を抽出し、民間セクターと連携してその可能性が分析される。

活動1-4：コンゴ盆地における森林・気候変動イニシアティブの支援方針、優先課題や資金計画が分析される。

活動1-5：援助機関等がコンゴ民森林・気候変動分野において取り組む課題や支援計画等が分析される。

活動1-6：準国レベルのREDD+およびその他土地利用にかかる緩和活動の炭素クレジットの潜在可能性を評価するための予備調査を実施する。

活動1-7：上記分析結果を環境省や必要に応じコンゴ盆地における森林・気候変動イニシアティブや他機関に共有の上、速やかに対処すべき優先課題が特定される。

活動1-8：優先課題を解決するためのコンセプトノートが作成され、環境省や必要に応じコンゴ盆地における森林・気候変動イニシアティブや他機関の同意を得る。

## ② 成果2に関わる活動

活動2-1：特定された最優先課題に対処するためのコンセプトノートの資金計画が作成され、環境省や必要に応じ森林・気候変動イニシアティブや他機関と協議される。

活動2-2：同資金計画に基づきコンゴ盆地における森林・気候変動イニシアティブに向けた資金提案書が作成され、環境省や必要に応じ同イニシアティブや他関係機関と協議される。

活動2-3：同資金提案書がコンゴ盆地における森林・気候変動イニシアティブに正式に提出される。

活動2-4：同提案書が上記コンゴ盆地における森林・気候変動イニシアティブの技術審査を経て最終化される。

## (2) 本邦研修・招へい

☒ 本業務では、本邦研修・招へいを想定していない。

### (3) その他

#### ① 収集情報・データの提供

- 業務のなかで収集・作成された調査データ（一次データ）、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法（Web へのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等）で、適時提出する。
- 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。
- 位置情報の取得は、可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。位置情報が含まれるデータについては次の様式に従い発注者に提出する。
  - データ格納媒体：CD-R（CD-R に格納できないデータについては提出方法を発注者と協議）
  - 位置情報の含まれるデータ形式：KML もしくは GeoJSON 形式。ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式。（Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを業務完了報告書に合わせ提出）

#### ② ベースライン調査

- ☒ 本業務では当該項目は適用しない。

#### ③ インパクト評価の実施

- ☒ 本業務では当該項目は適用しない。

#### ④ C/P のキャパシティアセスメント

- ☒ 本業務では以下の対応を行う。
- 受注者は、環境省を対象とし、REDD+実施の要件である国家森林モニタリングシステムの構築・運用策能力の現状の詳細な把握やキャパシティアセスメントを行い、その結果を踏まえ、その後の能力強化の重点項目や範囲、達成レベル等を設定する。

#### ⑤ エンドライン調査

☒ 本業務では当該項目は適用しない。

⑥ 環境社会配慮に係る調査

☒ 本業務では以下の対応を行う。

- 本業務にて特定されたコンゴ民森林・気候変動セクターでの最優先課題に対処するためのコンセプトノートとその資金計画策定の過程で、資金計画実施の上で必要となる環境社会配慮事項の確認を行うと共に、必要なセーフガード事項を資金計画に盛り込む。

⑦ ジェンダー主流化に資する活動

☒ 本業務では当該項目は適用しない。

## 第5条 報告書等

### 1. 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word 又はPDFデータも併せて提出する。

- 想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

### 本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後10営業日以内	日本語	電子データ	
ワーク・プラン	業務開始から1ヶ月以内	仏語	電子データ	
モニタリングシート	年度起点で半年ごと	仏語	電子データ	
業務完了報告書	契約履行期限末日	日本語	製本	4部
			CD-R	4部
事業完了報告書	契約履行期限末日	仏語	製本	4部
			CD-R	4部

- 業務完了報告書及び事業完了報告書は、履行期限3ヶ月前を目途にドラフトを作成し、発注者の確認・修正を経て、最終化する。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくはC/P等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

記載内容は以下のとおり。

(1) 業務計画書

共通仕様書第6条に記された内容を含めて作成する。

(2) ワーク・プラン

以下の項目を含む内容で作成する。

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② プロジェクト実施の基本方針
- ③ プロジェクト実施の具体的方法
- ④ プロジェクト実施体制（JCCの体制等を含む）
- ⑤ PDM（指標の見直し及びベースライン設定）
- ⑥ 業務フローチャート
- ⑦ 詳細活動計画（WBS：Work Breakdown Structure等の活用）
- ⑧ 要員計画
- ⑨ 先方実施機関便宜供与事項
- ⑩ その他必要事項

(3) モニタリングシート

発注者指定の様式に基づき作成する。

(4) 業務完了報告書

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② 活動内容（PDMに基づいた活動のフローに沿って記述）
- ③ プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- ④ プロジェクト目標の達成度
- ⑤ 上位目標の達成に向けての提言
  - 添付資料（添付資料は作成言語のままでよい）
    - (ア)PDM（最新版、変遷経緯）
    - (イ)業務フローチャート
    - (ウ)WBS等業務の進捗が確認できる資料
    - (エ)人員計画（最終版）
    - (オ)研修員受入れ実績
    - (カ)遠隔研修・セミナー実施実績（実施した場合）
    - (キ)供与機材・携行機材実績（引渡リスト含む）

(ク)合同調整委員会議事録等

(ケ)その他活動実績

(5) 事業完了報告書

発注者指定の様式に基づき作成する。

2. 技術協力作成資料

本業務を通じて作成する以下の資料については、事前に相手国実施機関及び発注者に確認し、そのコメントを踏まえたうえで最終化し、当該資料完成時期に発注者に共有する。また、これら資料は、業務完了報告書にも添付する。

(1) コンゴ民における森林・気候変動分野において優先的に取り組むべき課題にかかるコンセプトノート

(2) C A F I 事務局へ提出する資金提案書（プロジェクトドキュメント）

3. コンサルタント業務従事月報

業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

(1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題

(2) 今月の業務内容の合意事項、継続検討事項

(3) 詳細活動計画（WBS 等の活用）

(4) 活動に関する写真

第6条 再委託

☒ 本業務では、以下の項目については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認める。

再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。

	項目	仕様	数量	見積の取扱
1	簡易村落土地利用計画・生物多様性調査・持続可能な製炭活動	先行協力事業「国家森林モニタリングシステム運用・REDD+パイロットプロジェクト」（「中部アフリカ森林イニシアティブ（CAFI）クウィル州REDD+統合プログラム」共同事業）で	2回 <sup>4</sup>	本見積

<sup>4</sup> それぞれ同じ項目のものを2回実施するとは限らない。

		クウィル州で約270村向けに作成した簡易村落土地利用計画、クウィル州Idiofa地区、Bulungu地区で実施した生物多様性調査、クウィル州内20村で実施した持続可能な製炭活動にかかるフォローアップ		
2	MRV調査	先行協力事業「国家森林モニタリングシステム運用・REDD+パイロットプロジェクト」（「中部アフリカ森林イニシアティブ（CAFI）クウィル州REDD+統合プログラム」共同事業）において森林整備局が実施するMRV（Monitoring, Reporting, Verification）調査活動のフォローアップ	1回	本見積

#### 第7条 機材調達

本業務では、機材調達を想定していない。

#### 第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

## 案件概要表

**1. 案件名**

国名：コンゴ民主共和国（以下、コンゴ民）

案件名：コンゴ盆地における森林・気候変動政策支援プロジェクト

(英) Project for the Support for the Forest and Climate Change Policies in the Congo Basin

(仏) Projet d' appui aux Politique Forestières et au Changement Climatiques dans le Bassin du Congo

**2. 事業の背景と必要性**

(1) 当該国における当該セクターの開発の現状・課題及び本プロジェクトの位置付け

中部アフリカに位置するコンゴ盆地は、世界で最も炭素蓄積が豊富な生態系の1つであり、世界第2位の熱帯林と世界最大級の熱帯泥炭地が含まれている。近年の深刻な森林伐採や森林劣化により、南米アマゾンや東南アジアの熱帯林の生態系はCO2排出源に変貌しているが、コンゴ盆地は世界で唯一、温室効果ガスの吸収源として機能している生態系である。コンゴ盆地は、地球規模の気候変動の緩和と生物多様性の保全だけでなく、アフリカ地域の気候安定化と持続可能な開発にも大きく貢献してきた。他方、近年、コンゴ盆地の熱帯林は、地域の急速な人口増加、農地の無秩序な開発とそれに伴うバイオエネルギー生産により、深刻な衰退に直面している。このような状況の中、コンゴ盆地の約60%を占めるコンゴ民主共和国(以下、「コンゴ民」)は、パリ協定で合意された熱帯林保全の緩和策であるREDD+をはじめ、様々なメカニズムを通じて、2030年までに森林被覆率を63.5%に維持するという国際的なコミットメントを掲げている。

コンゴ盆地の持続可能な管理実現に向けたコンゴ民政府の取り組みを支援するため、ノルウェー、ドイツ、イギリスなど欧州諸国を中心とする先進国グループは、2015年に発足した中部アフリカ森林イニシアティブ(以下、CAFI)を通じて、コンゴ民と協力し、林業、農業、エネルギーから州レベルの統合的REDD+プログラム(以下、PIREDD)に至るまで、様々な分野横断的プログラムを実施している。また、2021年にグラスゴーで開催された国連気候変動枠組条約第26回締約国会議(COP26)において、コンゴ民を含む中部アフリカ諸国は、日本を含む主要ドナーとの間で、15億ドル(2021~2025年、CAFIへの5億ドルを含む)の資金拠出を含む「コンゴ盆地共同ドナー宣言」に署名した。2025年にベレンで開催されたCOP30では、コンゴ盆地に関する資金プレッジとして2026年~2030年間の25億ドルの拠出が発表されている。

日本政府／JICAは現在、環境・持続可能な開発・新気候経済省(MEDD-NEC)と協力して、森林・気候変動セクタープログラムを実施している。MEDD-NECが、森林・気候変動分野における重要な政策を引き続き推進できるような能力強化が期待されている。そのため、2024年8月にコンゴ民政府は本事業にかかる日本への支援の要請を提出した。

## (2) 当該セクターに対する我が国及び JICA の協力方針等と本プロジェクトの位置づけ

本事業は、REDD+実施の要件であるNFMSの構築や、森林減少・劣化抑制のためのREDD+事業モデル構築を行うクウィル州REDD+パイロットの経験を生かした事業提案を行うものであり、コンゴ民の「環境・森林・水及び生物多様性国家プログラム」の実施に資する。また、コンゴ民は、2021年6月に、UNFCCCに国が決定する貢献(NDC)を提出し、農業、森林、エネルギー分野において、2021年から2030年の間に2000年比で21%の排出削減を行うこととしている。本事業は、同NDCで定められている「森林減少・劣化からの排出削減プロセスの実施(REDD+)」に貢献するものである。我が国の対コンゴ民国別開発協力方針(2024年9月)では、「人間の安全保障及び持続可能な成長の実現」の基本方針(大目標)のもと、重点分野(中目標)の一つに「環境保全及びグリーン・トランスフォーメーション(GX)」を掲げ、森林保全への取組を急務としている。本事業は、森林保全(小目標)のもとJICAが実施している「コンゴ盆地森林保全・管理プログラム」に位置付けられる。

JICAは同プログラムの中で、2018年より2025年までMEDD-NECに「森林・気候変動対策政策アドバイザー」を派遣している。また技術協力プロジェクト「持続可能な森林経営及びREDD+促進のための国家森林モニタリングシステム強化プロジェクト」(2012-2017年)、「国家森林モニタリングシステム運用・REDD+パイロットプロジェクト」(2019-2025年)を実施している。後者のプロジェクトでは、JICAはCAFIのLOI1による「クウィル州REDD+統合プログラム(PIREDD Kwilu)」を受託し、この外部資金を活用した活動を行っている。

さらに本事業は、JICAグローバル・アジェンダ「自然環境保全」において設定されたクラスター事業戦略「自然環境保全」に合致するものである。持続可能な開発目標(SDGs)に関しては、ゴール15「生態系の保護、回復、持続可能な使用の促進、森林管理、生物多様性の損失の阻止」の達成に資する。また、ゴール13「気候変動とその影響への緊急の対処」とも合致している。

## (3) 他の援助機関の対応

2010年以降、FCPFによるREDD準備計画策定、UNREDDによる国家REDD+戦略及び投資

計画の策定、世界銀行支援によるマインドンベ・プログラムを含む複数の国際機関や二国間ドナー等がREDD+に関する支援を行っている。2016年より、ノルウェー等が拠出するCAFI基金による国家REDD+戦略 投資計画の実施プログラムが開始しており、FAOがCAFI「コンゴ民国における国家森林モニタリングシステム (NFMS) の最終化及び実施プログラム」(2017~2021) 及び「農業プログラム」を、国連人間居住計画 (UN-HABITAT) が「土地制度改革プログラム」(2017-2020) を、UNDPが「土地整備計画プログラム」(2017~2024) を実施済。フランス開発庁 (AFD) が「サバンナプログラム」(2023~2028年) が実施中。また、CAFI基金以外では、世界銀行による森林投資プログラム (FIP) (2011~2028年) や、PIFORES (森林・サバンナ再生投資プログラム) (2024年~2030年) や、国際農業開発基金 (IFAD) によるAVENIR (栄養に配慮した包括的、レジリエントな農業と農村起業家精神によるエンパワーメント) (2023~2030年) 等が進行中。

### 3. 事業概要

#### (1) 事業目的

本事業は、コンゴ盆地における優先度の高い森林・気候変動対策を実施するための能力強化を図り、もって資金提案書に記載された同盆地における緊急度の高い森林・気候変動対策が実施されることに寄与するもの。

#### (2) プロジェクトサイト／対象地域名

キンシャサ

#### (3) 本プロジェクトの受益者 (ターゲットグループ)

直接受益者：環境・持続可能な開発・新気候経済省 (以下、MEDD-NEC)

最終受益者：同上

#### (4) 事業実施期間

2026年5月~2028年4月を予定 (計24ヶ月)

#### (5) 事業実施体制

環境・持続可能な開発・新気候経済省 (MEDD-NEC)

#### (6) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担

##### 1) 我が国の援助活動

JICA は 2018 年よりコンゴ民へ「森林・気候変動対策政策アドバイザー」を派遣開

始し、同専門家の活動の一環として、コンゴ川流域に広がる熱帯泥炭地の保全政策への助言を行ってきた。2012年から2017年まで技術協力プロジェクト「持続可能な森林経営及びREDD+促進のための国家森林モニタリングシステム強化プロジェクト」を実施し、2019年から2025年まで「国家森林モニタリング運用・REDD+パイロットプロジェクト」を実施。加えて、「持続的な泥炭地管理及び保全協力に係る情報収集・確認調査」（2020-2022）」を実施。2022年無償資金協力「経済社会開発計画（気候変動対策関連機材）」の書簡を交換。2026年度、技術協力プロジェクト「コンゴ盆地における熱帯泥炭地生態系モニタリングおよび管理能力強化プロジェクト」を実施予定。

## 2) 他の開発協力機関等の援助活動

2010年以降、FCPFによるREDD準備計画策定、UNREDDによる国家REDD+戦略及び投資計画の策定、世界銀行支援によるマインドンベ・プログラムを含む複数の国際機関や二国間ドナー等がREDD+に関する支援を行っている。2016年より、ノルウェー等が拠出するCAFI基金による国家REDD+戦略 投資計画の実施プログラムが開始しており、FAOがCAFI「コンゴ民国における国家森林モニタリングシステム（NFMS）の最終化及び実施プログラム」（2017～2021）及び「農業プログラム」を、国連人間居住計画（UN-HABITAT）が「土地制度改革プログラム」（2017-2020）を、UNDPが「土地整備計画プログラム」（2017～2024）を実施済。フランス開発庁（AFD）が「サバンナプログラム」（2023～2028年）が実施中。また、CAFI基金以外では、世界銀行による森林投資プログラム（FIP）（2011～2028年）や、PIFORES（森林・サバンナ再生投資プログラム）（2024年～2030年）や、国際農業開発基金（IFAD）によるAVENIR（栄養に配慮した包括的、レジリエントな農業と農村起業家精神によるエンパワーメント）（2023～2030年）等が進行中。

## （7）環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

### 1) 環境社会配慮

#### ① カテゴリ分類（C）

② カテゴリ分類の根拠：本事業は「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2022年1月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

### 2) 横断的事項：

①気候変動：本事業は、コンゴ盆地での森林・気候変動対策に関する開発計画づくりであり、気候変動緩和策、適応策、さらに生物多様性の保全への貢献が期待される。

### 3) ジェンダー分類： 対象外

(8) その他特記事項：なし

#### 4. 事業の枠組み

(1) 上位目標：資金提案書にて記載される森林・気候変動対策がコンゴ盆地にて実施される。

(2) プロジェクト目標：コンゴ盆地において優先度の高い森林・気候変動対策を実施するための関連計画が策定される。

(3) 成果：

成果1：コンゴ民での森林・気候変動分野におけるコンセプトノートの作成を通じ、当該分野について日本の支援や成果を踏まえた優先的に取り組むべき課題が整理される。

成果2：コンセプトノートにて明記される資金計画を踏まえて優先的に取り組むべき課題にかかる活動計画および資金提案書が提出される。

(4) 活動

活動1－1 コンゴ民森林・気候変動分野における日本の支援が促進される。

活動1－2 コンゴ民森林・気候変動分野における日本の支援の成果、課題等が分析される。

活動1－3 特にコンゴ民の森林・気候変動分野におけるコミュニティレベルでの日本の支援の成果と課題を踏まえ、民間企業による脱炭素ビジネスの選択肢を抽出し、民間セクターと連携してその可能性が分析される。

活動1－4 コンゴ盆地における森林・気候変動イニシアティブの支援方針、優先課題や資金計画が分析される。

活動1－5 援助機関等がコンゴ民森林・気候変動分野において取り組む課題や支援計画等が分析される。

活動1－6 準国レベルのREDD+およびその他土地利用にかかる緩和活動の炭素クレジットの潜在可能性を評価するための予備調査を実施する。

活動1－7 上記分析結果を環境省や必要に応じコンゴ盆地における森林・気候変動イニシアティブや他機関に共有の上、速やかに対処すべき優先課題が特定される。

活動1－8 優先課題を解決するためのコンセプトノートが作成され、環境省や必要に応じコンゴ盆地における森林・気候変動イニシアティブや他機関の同意を得る。

活動2－1 特定された最優先課題に対処するためのコンセプトノートの資金計画が

作成され、環境省や必要に応じ森林・気候変動イニシアティブや他機関と協議される。活動2-2同資金計画に基づきコンゴ盆地における森林・気候変動イニシアティブに向けた資金提案書が作成され、環境省や必要に応じ同イニシアティブや他関係機関と協議される。

活動2-3同資金提案書がコンゴ盆地における森林・気候変動イニシアティブに正式に提出される。

活動2-4同提案書が上記コンゴ盆地における森林・気候変動イニシアティブの技術審査を経て最終化される。

## 5. 前提条件・外部条件

- (1) 前提条件：コンゴ盆地における森林・気候変動イニシアティブの資金計画が見込まれる。
- (2) 外部条件：コンゴ民政府における持続的森林管理・気候変動政策が変更しない。

## 6. 過去の類似案件の教訓と本プロジェクトへの適用

コンゴ民で実施した「持続可能な森林経営及びREDDプラス促進のための国家森林モニタリングシステム強化プロジェクト」（2012年～2017年）において、カウンターパートがプロジェクト成果を機能させるためには、技術だけではなく、方法論の検討、予算・スケジュール管理、リポーティング等、幅広く対応できる能力を高める必要があり、また、活動実施の過程で発生する問題に柔軟に対応するためには技術の根底をきちんと体系的に理解する必要がある。今後の協力にあたっては、カウンターパートの能力の現状を見極め、段階的に高めていくことを意識して進める必要があることが指摘されている。本プロジェクトにおいても、カウンターパートの総合的な能力強化の向上が求められることに留意する。また、同事業において、ドナーとは、十分な情報交換と協議を行い、協力の重複を避けるとともに、技術的手法の一貫性、データの共有・整合性・互換性、連携の可能性・方法などについて調整を図ることが課題であったことが指摘されている。本事業においても、ドナーや関連機関との情報共有を密にし、協力の重複回避とシナジー発現に留意する。

以上

## 共通留意事項

## 1. 必須項目

## (1) 討議議事録 (R/D) に基づく実施

- 本業務は、発注者と相手国政府実施機関とが、プロジェクトに関して締結した討議議事録 (R/D) に基づき実施する。

## (2) C/P のオーナーシップの確保、持続可能性の確保

- 受注者は、オーナーシップの確立を十分に配慮し、C/Pとの協働作業を通じて、C/Pがオーナーシップを持って、主体的にプロジェクト活動を実施し、C/P自らがプロジェクトを管理・進捗させるよう工夫する。
- 受注者は、プロジェクト終了後の上位目標の達成や持続可能性の確保に向けて、上記C/Pのオーナーシップの確保と併せて、マネジメント体制の強化、人材育成、予算確保等実施体制の整備・強化を図る。

## (3) プロジェクトの柔軟性の確保

- 技術協力事業では、相手国実施機関等の職員のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクト活動を柔軟に変更することが必要となる。受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、開発効果の最大化を念頭に置き、プロジェクトの方向性について発注者に提言する（評価指標を含めたPDM (Project Design Matrix)、必要に応じてR/Dの基本計画の変更等。変更にあたっては、受注者は案を作成し発注者に提案する）。
- 発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応を行う（R/D の変更に関する相手国実施機関との協議・確認や本業務実施契約の契約変更等）。なお、プロジェクト基本計画の変更を要する場合は、受注者がR/D変更のためのミニッツ（案）及びその添付文書をドラフトする。

## (4) 開発途上国、日本、国際社会への広報

- 発注者の事業は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。このため、プロジェクトの意義、活動内容とその成果を相手国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係者等に正しくかつ広く理解してもらえるよう、発注者と連携して、各種会合等における発信をはじめ工夫して効果的な広報活動に務める。

## (5) 他機関/他事業との連携、開発インパクトの最大化の追求

- 発注者及び他機関の対象地域／国あるいは対象分野での関連事業（実施中のみならず実施済みの過去のプロジェクトや各種調査・研究等も含む）との連携を図り、開発効果の最大化を図る。
- 日本や国際的なリソース（政府機関、国際機関、民間等）との連携・巻き込みを検討し、開発インパクトの最大化を図る。

## (6) 根拠ある評価の実施

- プロジェクトの成果検証・モニタリング及びプロジェクト内で試行する介入活動の効果検証にあたっては、定量的な指標を用いて評価を行う等、根拠（エビデンス）に基づく結果提示ができるよう留意する。

## 2. 選択項目

### ☑他の専門家との協働

- 発注者は、本契約とは別に、長期専門家を派遣予定である。受注者は、これら専門家と連携し、プロジェクト目標の達成を図ることとする。ワーク・プラン、モニタリングシート、業務完了報告書、事業完了報告書の作成に際しては、上記専門家と協働して作成する。
- 同専門家との役割分担は、第4条「2. 本業務にかかる事項」を、同専門家の活動内容は、別添「（参考）別途派遣する専門家の業務内容」をそれぞれ参照する。同専門家の活動に係る費用は発注者が別途手配する。
- 発注者は受注者の求めに応じ、同専門家への役割分担の理解を促進する。

## 共通業務内容

## 1. 業務計画書およびワーク・プランの作成／改定

- 受注者は、ワーク・プランを作成し、その内容について発注者の承認を得た上で、現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。
- なお、業務を期分けする場合には第2期以降、受注者は、期初にワーク・プランを改訂して発注者に提出する。

## 2. 合同調整委員会（JCC）等の開催支援

- 発注者と相手国政府実施機関は、プロジェクトの意思決定機関となる合同調整委員会（Joint Coordinating Committee）もしくはそれに類する案件進捗・調整会議（以下、「JCC」）を設置する。JCCは、1年に1度以上の頻度で、（R/Dのある場合はR/Dに規定されるメンバー構成で）開催し、年次計画及び年間予算の承認、プロジェクトの進捗確認・評価、目標の達成度の確認、プロジェクト実施上の課題への対処、必要に応じプロジェクトの計画変更等の合意形成を行う。
- 受注者は、相手国の議長（技術協力プロジェクトの場合はプロジェクトダイレクター）が JCC を円滑かつ予定どおりに開催できるよう、相手国政府実施機関が行うJCC 参加者の招集や会議開催に係る準備状況を確認して、発注者へ適宜報告する。
- 受注者は 必要に応じてJCC の運営、会議資料の準備や議事録の作成等、最低限の範囲で支援を行う。

## 3. 成果指標のモニタリング及びモニタリングための報告書作成

- 受注者は、プロジェクトの進捗をモニタリングするため、定期的にC/Pと運営のための打ち合わせを行う。
- 受注者は、発注者及びC/Pとともに事前に定めた頻度で（1年に1回以上とする）発注者所定のモニタリングのための報告書をC/Pと共同で作成し、発注者に提出する。モニタリング結果を基に、必要に応じて、プロジェクトの計画の変更案を提案する。
- 受注者は、上述の報告書の提出に関わらず、プロジェクト進捗上の課題がある場合には、発注者に適宜報告・相談する。

- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標達成状況をモニタリング、評価するための指標、及び具体的な指標データの入手手段を確認し、C/Pと成果指標のモニタリング体制を整える。
- プロジェクト終了の半年前の終了時評価調査など、プロジェクト実施期間中に発注者が調査団を派遣する際には、受注者は必要な支援を行うとともに、その基礎資料として既の実施した業務において作成した資料の整理・提供等の協力を行う。

#### 4. 広報活動

- 受注者は、発注者ウェブサイトへの活動記事の掲載や、相手国での政府会合やドナー会合、国際的な会合の場を利用したプロジェクトの活動・成果の発信等、積極的に取り組む。
- 受注者は、各種広報媒体で使用できるように、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じて）を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者に提出する。

#### 5. 業務完了報告書の作成

- 受注者は、プロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、上位目標の達成に向けた提言等を含めた業務完了報告書を作成し、発注者に提出する。
- 業務実施契約を期分けする場合には、契約毎に契約期間中のプロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、次期活動計画等を含めた業務進捗報告書を作成し発注者に提出する。
- 上記報告書の作成にあたっては、受注者は報告書案を発注者に事前に提出し承認を得た上で、相手国関係機関に説明し合意を得た後、最終版を発注者に提出する。

(参考) 別途派遣する専門家の業務内容

< 指 導 科 目 >

森林・気候変動対策

<派遣の目的>

持続的森林管理及びREDD+を含む気候変動対策の政策立案及び実施に関するコンゴ民政府の能力が強化される。

<活動内容>

以下の項目に関するMEDD-NECへの支援を行う。

- ① パリ協定（2015年）に基づく「国が決定する貢献（NDC）」（2021年）や国家REDD+戦略（2012年）、投資計画（2015年）の推進に資する森林及び気候変動セクターの政策立案・実施。
- ② 生物多様性の保全、泥炭地保全や土地の適切な管理・再生など森林・気候変動関連政策に密接に関連する政策課題への支援。
- ③ 実施中のJICA技術協力プロジェクト「コンゴ盆地における森林・気候変動政策支援プロジェクト」にかかる政策・戦略面の助言や事業出口戦略としての資金アクセス（民間資金含む）に向けた関係アクター（CAFI、GCF、GEF、民間等）との対話支援。
- ④ その他関連事業（JICA技術協力プロジェクト「コンゴ盆地における熱帯泥炭地生態系モニタリングおよび管理能力強化プロジェクト」、無償資金協力「経済社会開発計画」、JICA実施済受託案件「クイル州REDD+統合プログラム(PIREDD Kwilu)」などJICA及び日本政府関連案件）の実施促進、成果の維持・拡大への支援。
- ⑤ コンゴ盆地（コンゴ民、コンゴ共を含む）における森林・気候変動セクターに関連する様々な広域イニシアティブ（CAFI、Congo Basin Forest Partnership (CBFP)、Commission des Forêts d’Afrique Centrale (COMIFAC)、泥炭保全に関するブラザビル宣言等）の推進と他の開発アクターとの連携・調整。

<期待される成果>

- ① MEDD-NECが森林、泥炭地などの自然資源の持続的管理を推進するための政策立案・実施能力の強化。
- ② MEDD-NECが自国が決定する貢献策（NDC）を達成するための政策立案・実施能力の強化。

- ③ コンゴ盆地関係国における持続可能な自然資源管理及び気候変動対策に関する能力強化・連携

## 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

類似業務：持続的な森林管理／気候変動対策に係る各種業務

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

##### 2) 業務実施の方法

\* 1) 及び2) を併せた記載分量は、15 ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

##### 4) 要員計画

##### 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

##### 6) 現地業務に必要な資機材

##### 7) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

##### 2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付けの目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付けの目安（2号）】

① 対象国及び類似地域：コンゴ民主共和国及びアフリカ地域

② 語学能力：英語またはフランス語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

## 2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程 2026年5月～2028年5月（24ヶ月）

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途 約20.4人月

業務従事者構成の検討に当たってはR/Dに記載されている専門家の専門分野に留意すること。

2) 渡航回数の目途 延べ14回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

➤ 先行協力事業「国家森林モニタリングシステム運用・REDD+パイロットプロジェクト」（「中部アフリカ森林イニシアティブ（CAFI）クウィル州REDD+統合プログラム」共同事業）で実施した簡易土地利用計画、生物多様性調査、持続可能な製炭活動にかかるフォローアップ

➤ 先行協力事業「国家森林モニタリングシステム運用・REDD+パイロットプロジェクト」（「中部アフリカ森林イニシアティブ（CAFI）クウィル州 REDD+統合プログラム」共同事業）におけるMRVのフォローアップ

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

➤ 案件要請書

➤ R/D

2) 公開資料

➤ クウィル州 REDD+統合プログラム（PIREDD Kwilu）事業計画書

<https://cafi.org/project/piredd-kwilu/#project-documents>

クウィル州 REDD+統合プログラム年次報告書

<https://fonaredd-rdc.org/nos-programmes/>

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置（仏語⇔英語）	無（※C/Pとの間に発生するコミュニケーション（協議時の言語、資料の言語、メールの言語等）を含め、渡航国・地域で使用する言語はフランス語です。
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

#### （6）安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA コンゴ民主共和国事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

### 3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

### 4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

#### （1）報酬について

本件業務については、キンシャサ市を除く地方渡航（45人日程度）分について、「紛

争影響国・地域における報酬単価の加算」の対象としますので、月額報酬単価の上限額が加算されます。「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」の「別添資料2：報酬単価より、紛争影響国・地域における報酬単価（月額上限額）を参照してください。

## （2）契約期間の分割について

第1章「1. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

## （3）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積りが提出された場合、同提案・見積りは企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積りとしてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積りは技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるかを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積りとして提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

（例）セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積りにはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積りとなる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

## 【上限額】

### 125,226,000円（税抜）

※ 上記の金額は、下記（3）別見積りとしている項目、及び（4）定額計上としている項目を含みません（プロポーザル提出時の見積りには含めないでください）。

※ 本見積りが上限額を超えた場合は失格となります。

## （4）別見積りについて（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに

該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(5) 定額計上について  
本案件は定額計上がありません。

(6) 見積価格について  
各費目にて合計額（税抜き）で計上してください（千円未満切捨て不要）。

(7) 旅費（航空賃）について  
効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

(8) 機材について  
業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(9) 外貨交換レートについて  
JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。  
(URL:[https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/rate.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html))

(9) その他留意事項  
コンゴ民内における宿泊については、安全管理対策上の理由からJICAが宿泊先を指定することとしているため、宿泊料については、一律20,500円／泊として計上してください。また、滞在日数が30日又は60日を超える場合の逡減は適用しません。

別紙：プロポーザル評価配点表

## プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	<b>(10)</b>	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	<b>(70)</b>	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	60	
(2) 要員計画/作業計画等	(10)	
ア) 要員計画	5	
イ) 作業計画	5	
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	<b>(20)</b>	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者/〇〇</u>	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者/〇〇</u>	(-)	(8)
ア) 類似業務等の経験	-	4
イ) 業務主任者等としての経験	-	2
ウ) 語学力	-	1
エ) その他学位、資格等	-	1
3) 業務管理体制	(-)	(4)